サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定
種類	項目				并是 从 自		単位数	単位
A 2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標	(1) 1 週に 1 回程度の場合				1月につき
A 2	2111	訪問型独自サービス11日割	準的な回数を定める		日割の場合	÷ 30.4日		1日につき
A 2	1211	訪問型独自サービス12	場合	(2) 1週に2回程度の場合			2, 349	1月につき
A 2	2211	訪問型独自サービス12日割			日割の場合	÷ 30.4日		1日につき
A 2	1321	訪問型独自サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合			3, 727	1月につき
A 2	2321	訪問型独自サービス13日割			日割の場合	÷ 30.4日	123	1日につき
A 2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措		(1) 1 週に1回程度の場合		-12	1月につき
A 2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	置未実施減算	める場合		日割の場合 ÷30.4日	-1	1日につき
A 2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2) 1 週に2回程度の場合		-23	1月につき
A 2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割の場合 ÷30.4日		1日につき
A 2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3) 1 週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A 2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				日割の場合 ÷30.4日	-1	1日につき
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1			l外の同一建物の利用者20人以上にサービスを	所定単位数の10%減算		1月につき
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	利用者にサービスを行 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の15%減算		
A 2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	う場合	同一の建物等に居住する利用者の割る	合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算		
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の15%加算		1月につき
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の15%加算		1日につき
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における	小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		1月につき
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の10%加算		1日につき
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住す	る者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の5%加算		1日につき
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200	1月につき
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	二生活機能向上連携	加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100	
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		·	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A 2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	[(1月に1回を限度)		50単位加算	50	月1回を限度
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算I	へ 介護職員処遇改	(1)介護職員処遇改善加算 (I)		所定単位数の137/1000加算		1月につき
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	<mark>善加算</mark>	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の100/1000加算		
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の55/1000加算		
A 2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算I	ト 介護職員等特定処	退 改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数の63/1000加算		
A 2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算		
A 2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベース	アップ等支援加算		所定単位数の24/1000加算		